

仕様書（案）

1. 事業名

県地域通訳案内士制度と連動した地域専門ガイド供給モデル構築調査事業

2. 事業目的

長野県では現在、県全域を対象とした地域通訳案内士制度の構築が進められている。一方で、県内各地域の歴史、文化、自然等の特色を深く伝えるためには、当該通訳案内士の得意分野の育成が必要であることから、地域に特化した専門性を有するガイド人材の育成・認定手法の確立が求められている。

本事業では、その実証フィールドとしてインバウンド需要の多い木曽地域を対象に、観光コンテンツとガイド人材の対応関係の整理、ガイドの専門性の可視化及び需給マッチングの仕組みの構築・検証を行うとともに、「木曽地域に強いガイド」の認定手法の確立に向けた検討を実施する。これにより、県全体の通訳案内士制度を前提とした地域専門ガイドの育成・活用モデルを構築し、北陸信越運輸局管内における持続可能なガイド供給体制の構築に資する知見を得ることを目的とする。

なお、本事業は、北陸信越運輸局が本年度の重点方針として掲げる「地域との連携を密にし課題を積極的に発掘するとともに、受入環境整備支援等を通じた地域に寄り添った支援」の一環として実施するものである。

3. 事業の進め方

本事業は、長野県観光機構、木曽広域連合（以下「連携先」という）と連携して実施するものである。

請負事業者は、北陸信越運輸局及び連携先と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業の進め方等について、調整の必要な疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

4. 事業対象地域

長野県木曽地域（塩尻市檜川地区、木祖村、木曽町、上松町、王滝村、大桑村、南木曽町）及び岐阜県中津川市（馬籠宿）

5. 事業内容

請負事業者は上記2. 事業目的の達成に向け、以下の（１）～（５）の各取組を実施するものとする。

- （１）「木曽地域に精通する県認定地域通訳案内士」が、高付加価値インバウンド向けに提供すべきガイドコンテンツの造成

県全体の地域通訳案内士制度が存在する前提において、木曽地域においてどのようなガイドコンテンツが相応しいかの観点から、下記に例示するガイドコンテンツを企画・造成すること。

なお、企画・造成にあたっては、試行的にインバウンド（または国内在中の専門家でも良い）に対しモニター調査を実施し、当該評価結果を踏まえたものとする。

【ガイドコンテンツ例】

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 文化（食文化・木製品・薬草等） | 想定する単価：50,000 円～（1 日～） |
| ② 歴史（宿場町での街歩き等） | 想定する単価：30,000 円～（半日） |
| ③ 自然（里山・山岳等） | 想定する単価：50,000 円～（1 日～） |

【コンテンツ毎にまとめるべき項目】

- ・コンテンツテーマ整理
- ・ターゲット設定
- ・商品コンセプト
- ・行程設計
- ・催行条件整理
- ・価格設定案作成
- ・商品シート作成

※単価は通訳案内士 1 名の移動交通費を除く報酬を想定している。

※最低でも上記①～③それぞれ 1 コンテンツの造成を行うこと。

※企画提案時には、想定するガイドコンテンツについて行程等も含めた概要を提案すること。

（2）コンテンツとガイドのマッチング

商品ごとに必要な専門性を整理すること（対応可能なガイド人材との今後のマッチングを踏まえた条件整理）

なお、現在並行して長野県地域通訳案内士を選定中であり、事業開始後において、長野県観光機構より受託者に対しガイドリスト等の提供を行う想定。当該リストへ登録されているガイドとコンテンツの結びつけを行うものとする。

【実施内容】

- ・ガイド情報整理
- ・専門分野及び対応言語整理
- ・コンテンツ別対応ガイド整理
- ・ガイドアサイン一覧作成
- ・需給マッチング体制の整理

（3）商品タリフ化・web ページ作成

【実施内容】

- ・商品情報を整理したタリフを作成すること

- ・商品に掲載する Web ページ用データを作成すること
 - ・対応ガイドに掲載する手法は、「販売コンテンツから対応ガイドを確認できる手法」「ガイド一覧から対応コンテンツを確認できる手法」の 2 通りであること。
- ※ガイド一覧は長野県観光機構サイト N T O K 内のリコメンドガイドページ、販売コンテンツ一覧は受託事業者の有する販売ページからの導線を想定。
- 納品用データ仕様については事業者決定後に個別の相談し決定する。

(4) 効果検証

【実施内容】

- ・実際に作成した web ページを利用した販売を実施し、購入者からフィードバックを得ることで本事業における効果の検証をすること。
- ・各地域ごとの手法を深掘りおよび他地域への展開可能性についても検証すること。

(5) 事業報告書の作成

事業報告書の作成

- ・本事業の経過等を記載した事業報告書を作成すること。
- ・本事業報告書は、北陸信越運輸局との協議内容や検討会における協議内容について取りまとめた内容となるように努めること。

6. 成果物の提出

- (1) 次の事項において、8. 履行期限までに、北陸信越運輸局観光部観光地域振興課へ提出すること。

- ① 事業報告書・・・A4 縦・横書き製本 2 部及び電子ファイル
- ② 事業報告書の概要版・・・電子ファイル一式
- ③ A4 縦書きとし、PowerPoint 等を用いた写真や図等を取り入れたものを 1 ページに収めること。その他監督職員が指示したもの。

※ 電子ファイルは、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint) において編集可能なファイル形式及び PDF 形式の両方とし、ディスクメディア (CD-R 等) で提出する者とする。

- (2) 成果物の提出先

新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番地 1 号 新潟美咲合同庁舎 2 号館 6 階
北陸信越運輸局 観光部 観光地域振興課

7. 事業費について

事業に要する経費については、北陸信越運輸局が全額負担する。

8. 履行期限

令和 9 年 3 月 12 日 (金) まで

9. その他

- (1) 請負事業者は、事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、北陸信越運輸局との間で密接な連携を図りつつ事業を実施するものとし、業務の進捗状況を逐次報告すること。また、北陸信越運輸局は業務期間通何時でも進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 請負事業者は、主担当、副担当、責任者等を明確にし、業務内容を常に複数のものが把握し、担当からの問合せ等に即座に対応すること。
- (3) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。
- (4) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えた場合は、その損害の賠償を行うものとする。
- (5) 国外及び日本の国内事情等により、不可抗力による問題が発生した場合については、北陸信越運輸局と協議のうえ、決定する。
- (6) 本事業について疑義が生じた場合は、その都度、北陸信越運輸局と協議のうえ、その指示に従い調査を進めること。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議のうえ対応するものとする。
- (7) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (8) 本事業の内容及び調査の遂行上知り得た秘密事項は、北陸信越運輸局の承認を得ないで他に漏らしたり、その他の目的利用をしたりしてはならない。

10. 担当職員

北陸信越運輸局観光部観光地域振興課 担当官